

議案第12号説明資料

平成28年2月16日

大磯町と神奈川県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する
協議について

資料

概要	1
規約内容	1
神奈川県へ事務委託を予定している団体	2
参考 行政不服審査法の改正	3

総務課

大磯町と神奈川県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する協議について

1 概要

行政不服審査会に関する事務を神奈川県に委託することについて、神奈川県と協議を行うに当たり、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2 規約内容

第 1 条 委託事務の範囲

行政不服審査会に関する事務を大磯町が神奈川県に委託する旨を定めるものです。

第 2 条 管理及び執行の方法

神奈川県が大磯町から受託する委託事務の管理及び執行の方法については、行政不服審査法、行政不服審査法施行令、神奈川県行政不服審査会条例、神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例に定めるもののほか、神奈川県知事が定める旨を定めるものです。

第 3 条 経費

大磯町が神奈川県に委託する委託事務に要する経費は、神奈川県からの請求に基づき大磯町が負担する旨を定めるものです。

第 4 条 条例改正の場合の措置

条例の改正が行われた場合の措置について定めるものです。

第 5 条 その他必要な事項

この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、大磯町長と神奈川県知事とが協議する旨を定めるものです。

施行日 平成 28 年 4 月 1 日

3 神奈川県へ事務委託を予定している団体

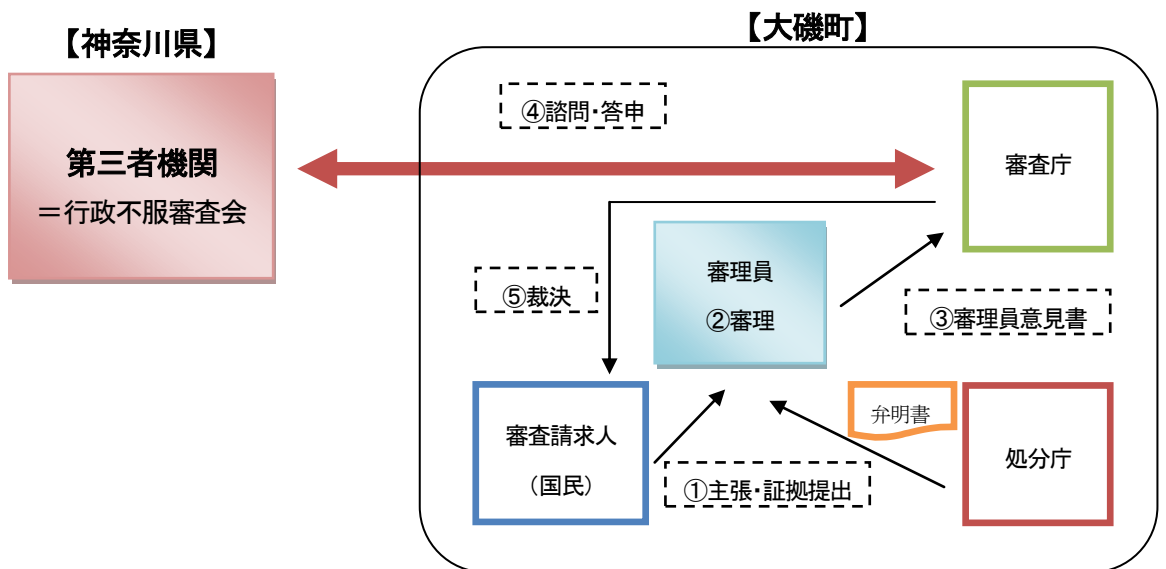
(ア) 町村

全町村（14 町村）

(イ) 一部事務組合

松田町外三ヶ町組合、松田町外二ヶ町組合、湯河原町真鶴町衛生組合、足柄東部
清掃組合、足柄西部清掃組合、神奈川県町村情報システム共同事業組合、神奈川県
内広域水道企業団、神奈川県川崎競馬組合（8 団体）

【イメージ図】



行政不服審査法の改正について

【概要】

行政機関の処分により不利益を受けた国民が行政に対して処分の取消しなどを求めるための仕組みについて定める行政不服審査法が、平成 26 年 6 月に昭和 37 年の制定以来約 50 年ぶりに抜本的に改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

【制度改正の主な内容】

- ①異議申立てと審査請求の二本立てであった不服申立てを、より手続の充実した審査請求に一本化する『不服申立て手続の審査請求への一元化』
- ②元となる処分に関与していない職員が、審理員として国民と行政機関の主張を公平に審理する『審理員による審理手続の導入』
- ③有識者からなる第三者機関が、審査庁の判断の妥当性をチェックする役割を担う『第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続の新設』

【イメージ図】

